

日本レスキュー協会（JRA）

メンバーズ

日本レスキュー協会の理念「犬と共に社会に貢献する」に賛同する全ての方に、協会の活動（レスキュードッグとセラピードッグの育成・派遣、動物愛護、またこれらに関連する様々な取り組み）を通じて、実際に社会貢献活動へ参加する方々をメンバーとする会である。

本理念に賛同するメンバーを増やすことにより、社会貢献活動自体を拡大させることを目的とする。

<メンバーズ特典>

- ・ レスキュードッグ育成・派遣活動への参加
- ・ セラピードッグ育成・派遣事業活動への参加
- ・ 定期発行の日本レスキュー協会広報誌の送付
- ・ 各種イベントや試験日程等の情報提供
- ・ 参加可能な日本レスキュー協会の活動についての情報提供
- ・ 参加可能な日本レスキュー協会の活動についての参加（条件付）

<会費>

年額 5,000 円

※JRT 認定を受けるためには JRA メンバーズへの入会が必須条件となります。

日本レスキュー協会（JRA）メンバーズ会則

（名称および事務局）

第1条 本会は、日本レスキュー協会（JRA）メンバーズ（以下「本会」と言う。）と称し、事務局を兵庫県伊丹市下河原2丁目2番13号に置く。

（目的）

第2条 本会は、ドッグトレーナーやレスキュードッグ、セラピードッグ従事者育成事業を実施することにより、様々な場面において広く犬と共に社会に貢献すること、また動物愛護活動およびまたその認知の拡大を目的とする。

（会員）

第3条 本会の会員は、次の種類とする。

（1）正会員は、本会の目的に賛同し入会した者とする。

（活動・事業の種類）

第4条 本会は目的を達せするため、次の活動を実施する。

- （1）ドッグトレーナーの育成
- （2）レスキュードッグおよびその従事者の育成
- （3）セラピードッグおよびその従事者の育成
- （4）動物愛護についての署名活動
- （5）会員に対する、広報誌および社会貢献活動情報の提供
- （6）その他、目的達成の為の諸事業

（入会）

第5条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を事務局に提出するものとする

（会費）

第6条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- （1）正会員 年額 5,000 円

（退会）

第7条 会員は、退会届を事務局に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号いずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- （1）本人が死亡したとき。
- （2）会費納入期限を過ぎ事務局からの連絡に応じないとき。

附則 この会則は、2011年4月1日から施行する。